

社会福祉法人くまもと障害者労働センター
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人くまもと障害者労働センターの定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員及び評議員への報酬)

第2条 役員及び評議員に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 理事報酬
- (2) 監事報酬
- (3) 評議員報酬

(報酬の額の決定)

第3条 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 この法人の全理事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 3 この法人の全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。

(報酬の額の算定方法)

第4条 理事に対する報酬の額は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 監事に対する報酬の額は別表第2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1（理事の報酬）

名称	報酬額	実費弁償額
理事会等会議への出席	3,000 円	2,000 円
上記の他, 法人・施設業務のための出勤	3,000 円	2,000 円

別表2（監事の報酬）

名称	報酬額	実費弁償額
理事会・評議員会への出席	3,000 円	2,000 円
監事監査への出席	3,000 円	2,000 円
上記の他, 法人・施設業務のための出勤	3,000 円	2,000 円

別紙3（評議員の報酬）

名称	報酬額	実費弁償額
評議員会への出席	3,000 円	2,000 円
上記の他, 法人・施設業務のための出勤	3,000 円	2,000 円

*別表1～3の報酬額は、源泉所得税差引後の支給額とする。